

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（千葉県）

1 期間 第2四半期（7月～9月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	12	原則隔週 1 回	21	14 市町
果実類	3	原則隔週 1 回	18	14 市町
きのこ・山菜類	2	週 2 回	71	17 市町村
牛肉	1	原則全頭検査	不明（原則全頭 検査で検査頭 数の推定が困 難なため）	全市町村
野生鳥獣肉	2	【シカ肉】 処理加工施設ごとに四半 期に 1 検体以上	4	3 市
		【イノシシ肉】 県内の 5 処理加工施設で 処理される全頭を検査	約 50	4 市町
原乳	1	原則 2 ヶ月 1 回 3 検体	3	7 クーラース テーション
穀類	1	原則週 1 回	16	16 市町
水産物	27	週 30 検体	360	—
その他	1	原則隔週 1 回	2	2 市
小計	50	—	約 545 以上	全市町村
市場に流通している食品				
生鮮品または加工品	4	週 13 検体	201	/
計	54		約 746 自主:約 2000	

種類等	品目	検査の実施				備考
		7月	8月	9月	点数	
国民の摂取量及び生産状況を勘案した品目						
野菜類等	キャベツ			1	1	
	キュウリ			1	1	
	サツマイモ	1	1		2	
	サトイモ			2	2	
	シュンギク			1	1	
	ショウガ			1	1	
	スイカ	1			1	
	トマト	1	2		3	
	ネギ			1	1	
	ホウレンソウ			1	1	
	ヤマトイモ			1	1	
	落花生		4	2	6	
果実類	イチジク	1	1		2	
	クリ		6	2	8	
	ナシ	5	3		8	
穀類等	米		16		16	
その他	茶	2			2	
		11	33	13	57	

千葉県放射性物質モニタリング検査計画（牛肉）

平成28年6月28日

農林水産部畜産課

1 目的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

2 検査の根拠

「農畜産物等の放射性物質検査について」

（平成27年3月20日付け 厚生労働省医薬食品局食品安全部長）

3 モニタリング検査の考え方

生産者・食肉センターと連携して牛出荷時に牛肉の放射性物質検査を行う。

4 検査の頻度と実施期間

（1）検査頻度：原則、全頭検査とする。

（2）実施期間：平成28年7月1日～9月30日

（3）採材場所：牛をと畜する県内食肉センター

5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページなどで公表する。

千葉県放射性物質モニタリング検査計画（原乳）

平成28年6月28日
農林水産部畜産課

1 目的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

2 検査の根拠

「農畜産物等の放射性物質検査について」
(平成27年3月20日付け 厚生労働省医薬食品局食品安全部長)

3 モニタリング検査の考え方

県内の7カ所のクーラーステーション（以下「CS」という）のうち、3CSについて2ヶ月に1回検査を行う。

なお、搬入量、搬入市町村数が多い2つのCSについては、重点検査CSとして必ず含めるものとする。

4 検査の頻度と実施期間

- (1) 検査頻度：検査間隔は2ヶ月に1回3検体
- (2) 実施期間：平成28年7月1日～9月30日
- (3) 採材場所：県内CS

5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページで公表する。

平成28年度 主要林産物の放射性物質検査計画(第2四半期)

1. 目的

「平成28年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画(変更)」に基づき、主要林産物の放射性物質検査を実施する。

2. 検査対象品目、検査対象及び検体数

- (1) モニタリング検査
2品目、 32検体(別紙、参照)
- (2) 出荷制限・自粛解除に向けた検査
1品目、 39検体(別紙、参照)

3. 検査結果に基づく措置

- (1) モニタリング検査
市町村等は、関係団体等と連携し、検査の結果が基準値を超えた場合は当該品目の出荷が行われないよう、あらかじめ生産者及び生産者団体等に周知を図る。
検査の結果が基準値を超えた場合には、同日中に県から対象市町村に対して、出荷自粛要請を行う。
- (2) 出荷制限・自粛解除に向けた検査
検査結果に応じ、出荷制限解除申請又は出荷自粛解除申請を検討する。

4. サンプルング及び搬入スケジュール(変更の場合あり)

(1) スケジュール

検体送付日(月・水) 休日の場合は翌日	品目及び検体数の連絡(15時まで) 市町村(検体送付票 別紙様式)→林業事務所・支所→森林課 →(※1 林野庁→)検査機関 検体の採取(2kg/検体※2・送付(着払い 翌日午前必着)) 林業事務所・支所→検査機関
発送日翌日(火・木) ただし、検査日は翌日以降の場合がある	検査結果 検査機関→(※1 林野庁→)森林課→林業事務所・支所→市町村 ↓ 衛生指導課→厚生労働省

※1: 林野庁委託検査機関に検査を依頼する場合、※2: たけのこ1本検査を除く

(2) サンプルング方法

「食品(農産物等)の採取・送付手順(マニュアル) Ver4」のとおり

(3) 役割分担

- ①検査機関の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・森林課
- ②検体の採取地点(生産者)等の選定・採取の立会い・・・・・・・・・・・・市町村
- ③検体採取、検体送付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・林業事務所・支所

第2 四半期検査計画詳細

1 モニタリング検査

品目	検査市町村及び検体数
原木しいたけ (露地栽培) 計 4 検体	(北部林業事務所管内) 小計 4 検体 その他の市町村 東金市、大網白里市、長生村、長柄町 各 1 検体
原木しいたけ (施設栽培) 計 28 検体	(北部林業事務所管内) 小計 14 検体 その他の市町村 香取市、匝瑳市、東金市、長柄町 各 1 検体 出荷制限一部解除済の市町村 山武市 3 検体 (一部解除後の定期的検査) 解除済ロットの出荷前検査 山武市 7 検体 (中部林業事務所管内) 小計 9 検体 出荷制限一部解除済の市町村 君津市、富津市 各 3 検体 (一部解除後の定期的検査) その他の市町村 市原市、袖ヶ浦市、木更津市 各 1 検体 (南部林業事務所管内) 小計 5 検体 その他の市町村 勝浦市、いすみ市、大多喜町、館山市、鴨川市 各 1 検体
合計	32 検体

2 出荷制限・自肅解除に向けた検査

品目	検査市町村及び検体数
原木しいたけ (施設栽培) 計 39 検体	(北部林業事務所管内) 小計 15 検体 山武市 15 検体 (中部林業事務所管内) 小計 24 検体 君津市 9 検体、富津市 15 検体
合計	39 検体

○放射性物質調査計画(水産物)

カテゴリー	水域	生息域	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沿岸魚介類		表層	イワシ類、サバ類、アジ類	イワシ類、サバ類、アジ類	イワシ類、サバ類、アジ類						
		中層	スズキ、ブリ類、タイ類	スズキ、ブリ類、タイ類	スズキ、ブリ類、タイ類						
		底層	ヒラメ、カレイ類、メバル類、カサゴ、 ホウボウ、キンメダイ	ヒラメ、カレイ類、メバル類、カサゴ、 ホウボウ、キンメダイ	ヒラメ、カレイ類、メバル類、カサゴ、 ホウボウ、キンメダイ						
		貝類	アサリ、ハマグリ、バカガイ、 ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ	アサリ、ハマグリ、バカガイ、 ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ、 サザエ	アサリ、ハマグリ、バカガイ、 ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ						
		その他	-	イセエビ、スルメイカ	スルメイカ						
内水面		手賀沼	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ、ウナギ	-	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ、ウナギ						
		印旛沼	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ、ウナギ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ						
		与田浦	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ						
		利根川	ギンブナ、コイ、ウナギ、テナガエビ	ギンブナ、コイ、ウナギ、テナガエビ	ギンブナ、コイ、ウナギ、テナガエビ モクズガニ						
		江戸川	ギンブナ、コイ、ウナギ	ギンブナ、コイ、ウナギ	ギンブナ、コイ、ウナギ						
		その他									
1週間当たりの分析検体数	各都道府県測定分		30	30	30						
	委託事業測定分		30	30	30						
1ヶ月当たりの分析検体数	各都道府県測定分		120	120	120						
	委託事業測定分		120	120	120						

千葉県における平成28年度県内処理加工施設で加工される 野生鳥獣肉の放射性物質検査計画（第2四半期）

平成28年6月21日
農地・農村振興課

1 目的

平成28年3月25日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」及び平成25年3月27日付け24関生第1696号「食用に供する野生鳥獣の肉の放射性物質検査の実施について」に基づき、県内の処理加工施設で加工され販売等食用に供される野生鳥獣の肉の安全性を確認し、円滑な販売等に資するため、放射性物質の検査を実施する。

2 検査対象品目、検査対象施設、検査頻度及び検体数

(1) 検査対象品目 ⇒ イノシシ肉

- ① 検査対象施設：5施設（大多喜町、勝浦市、鴨川市各1施設、君津市2施設）
- ② 検査頻度及び検体数：平成25年1月17日付け千葉県産イノシシ肉の「出荷・検査方針」に基づき全頭検査を行う。

(2) 検査対象品目 ⇒ シカ肉

- ① 検査対象施設：4施設（勝浦市1施設、鴨川市1施設、君津市2施設）
- ② 検査頻度及び検体数：検査対象施設ごとに四半期に1検体

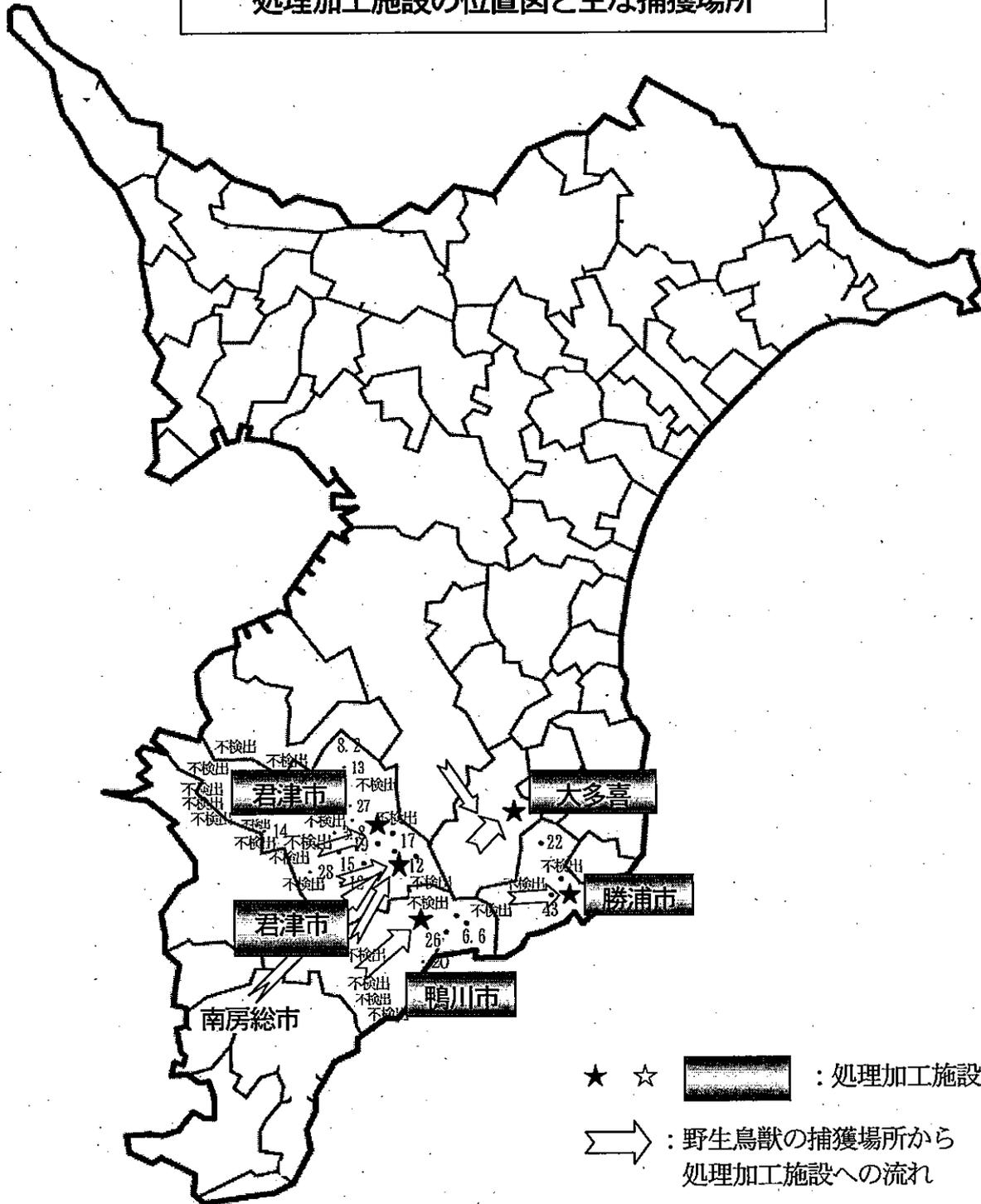
3 検査結果の公表

県ホームページで公表する。

処理加工施設ごとの検体数等（モニタリング検査）

施設所在地	検査対象品目	主な捕獲地	検体数 (シカ肉)
大多喜町	(イノシシ肉)	大多喜町・市原市・茂原市	0
勝浦市	(イノシシ肉) シカ肉	勝浦市	1
鴨川市	(イノシシ肉) シカ肉	鴨川市	1
君津市	(イノシシ肉) シカ肉	君津市、鴨川市、南房総市	1
君津市	(イノシシ肉) シカ肉	君津市	1

処理加工施設の位置図と主な捕獲場所



【放射性セシウム検査数値 (シカ肉)】

勝浦市	43 Bq/kg (H24. 6. 19)、不検出 (H24. 8. 16)、22Bq/kg (H25. 2. 19)、不検出 (H28. 3. 15) 不検出 (H28. 6. 7)
鴨川市	26 Bq/kg (H24. 8. 16)、6.6 Bq/kg (H24. 12. 18)、不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 9. 12)、 20 Bq/kg (H25. 11. 29)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 12. 10)、不検出 (H27. 6. 19) 不検出 (H27. 9. 17)、不検出 (H28. 6. 7)
君津市	12 Bq/kg (H24. 9. 19)、17 Bq/kg (H24. 12. 18)、15Bq/kg (H25. 2. 19)、19Bq/kg (H25. 2. 19)、 不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 9. 12)、不検出 (H25. 9. 12)、 27 Bq/kg (H25. 11. 29)、28 Bq/kg (H25. 11. 29)、13 Bq/kg (H26. 3. 24)、不検出 (H26. 6. 24)、 14 Bq/kg (H26. 6. 24)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 12. 10)、 8.2 Bq/kg (H26. 12. 10)、不検出 (H27. 3. 23)、不検出 (H27. 9. 17)、不検出 (H27. 9. 17)、 12 Bq/kg (H27. 12. 9)、3.8 Bq/kg (H27. 12. 9)、不検出 (H28. 3. 15)、不検出 (H28. 6. 7) 不検出 (H28. 6. 7)

※ 括弧内は検査日